

法務省民事局参事官室 御中

「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」に対する意見

一般社団法人日本共済協会 基本政策委員会

貴室においてパブリックコメントに付されている「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」に関し、一般社団法人日本共済協会 基本政策委員会として、下記のとおり意見を表明させていただきます。

なお、前回のパブリックコメント「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理」に対しても、平成 2 3 年 8 月 1 日付で意見を表明していることを申し添えます。

記

<はじめに（総論）>

1. 共済事業とは

共済事業は、協同組合が行う様々な事業の1つとして、人々の生活を脅かす各種経済的損害（危険）に対して「相互に助け合う」という精神で、同様の危険を抱える多数の組合員の資金拠出に基づき保障を行う事業です。

協同組合の共済事業は、保険事業とともに社会保障の補完的な役割を果たしており、組合員数は平成 2 3 年度には 7, 3 0 0 万人を超え、支払共済金は生命系と損害系をあわせて 5 兆 4, 0 0 0 億円を超える規模に達し、共済事業が保障の機能を相当程度果たしていることやその制度内容について、広く国民に受け入れられています。

2. 一般社団法人日本共済協会とは

日本共済協会は、協同組合が行う共済事業の健全な発展を図り、もって地域社会における農林漁業者、中小企業者、勤労者等の生活の安定および福祉の向上に貢献することを目的として、平成 4 年 4 月に設立されました。

平成 2 5 年 5 月末現在の会員は 1 4 団体（J A 共済連、J F 共水連、全労済、日本再共済連、コープ共済連、大学生協共済連、全国生協連、生協全共連、日火連、交協連、中小企業共済、全自共、全労済協会、共栄火災）、賛助会員は 4 団体（N O S A I 全国、防衛省生協、神奈川県民共済、中済連）となっており、各会員は日常生活の中で起こるさまざまなリスクへの備えとして、火災共済、生命共済、自動車共済等を組合員に提供しています。

なお、基本政策委員会とは、日本共済協会の定款に基づいて設置された委員会

あり、会員から選任された委員で構成され、協会の組織・機関運営、重要な業務執行などについて審議する委員会です。

3. 共済事業と法令

共済事業は、共済団体と組合員等との間で共済契約の締結を行うことによって保障事業を行うものであり、各会員は組織・監督等の規律である各協同組合法（農業協同組合法、水産業協同組合法、消費生活協同組合法、中小企業等協同組合法）に基づいて、その活動を行っています。

さらに、共済契約にかかわる契約法として保険法等が適用されるほか、保険法に規定する事項以外の事項については、民法その他の法律の規律が適用されます。

4. 意見表明にあたって

共済事業は、契約者それぞれが有する同種・同質のリスクを移転・集積し、契約者集団の中で分散するものであり、大数の法則を用いてリスクを算定し、収支相等原則および給付反対給付均等原則に基づいて契約内容と共済掛金を設定し、道徳的危険を排除するための措置（告知義務、引受審査、契約の解除等）を講ずる等の経済的危険を保障するための技術を用いて制度設計されています。そのため、共済契約の内容は、こうした技術を反映したものとなり、大量の契約に合理的、効率的かつ公平に対応するためには、共通の契約条項を規定したもの（約款、規約等）を用いて契約を締結することが不可欠となります。

共済事業は、各種協同組合法等のもとで、こうした共済契約の特性と契約者重視の観点に考慮した実務を行ってきました。さらに平成20年6月に施行された保険法の適用を受けることにより、共済契約者の保護、共済契約上のトラブル防止、共済契約の健全性の維持、高齢化社会・高度情報化社会への対応等の視点で新たに実施されたルールに従い、契約当事者間でのより円滑かつ合理的な実務が確立されてきました。

今般の債権法改正にあたっては、共済契約に限らず様々な種類の契約を想定した検討が行われるものと考えます。規律の見直しにあたっては、共済契約の特性を考慮して、合理的に行われている実務への影響について十分な検証が行われることを期待します。

<個別論点についての意見表明>

共済契約の特性に鑑み、共済契約にかかる実務に多大な混乱を及ぼし、直接的・間接的に共済契約者に不利益となるおそれのある点について、以下のとおり意見を申し述べます。

第8 債権の目的

4 法定利率（民法第404条関係）

(3) 中間利息控除

- 損害賠償額の算定にあたって中間利息控除を行う場合に適用する割合を、年5パーセントに固定する提案を支持します。

【理由】

中間利息控除における利率適用は、将来の損害賠償請求額を現在価値に換算するための将来運用利率の予測の問題であり、現在の利息債権額の算定を市場金利等に照らし適正化しようとする法定利率の見直しの考え方とは、全く性質が異なることから、不法行為の規律との関連で議論すべきと考えます。

また、法定利率が変動制とされた場合、中間利息控除を法定利率によることとする裁判例（最判平成17年6月14日民集59巻5号983頁）との関係性が明らかでなくなる懸念もあるため、中間利息控除にかかる算定割合も明確にさせていただく必要があると考えます。

第 27 契約交渉段階

2 契約締結過程における情報提供義務

- 民法に契約締結過程における情報提供義務に関する規定を設けないという
(注) の考え方を支持します。

【理由】

情報提供義務が民法に明文化された場合、時に複雑な内容となる約款を使用する事業者としては、その義務の不履行を避けるため、膨大・詳細な情報を相手方に提供しがちとなり、結果として、契約の内容に係る重要な情報についての利用者の理解を難しくすることが懸念されます。

また、契約締結に必要な情報の収集を当事者それぞれに委ねることが必ずしも適合しない場合については、その事業・契約の特性を踏まえ、業規制において柔軟に対処していくことが適切と考えます。例えば、協同組合が行う共済事業については、その根拠となる事業法（農業協同組合法・消費生活協同組合法など）及びその関連法令において、共済契約の特性を踏まえた情報提供が義務付けられています。

仮に、情報提供義務または情報提供義務違反による損害賠償責任について規定を設ける場合には、これまでの裁判例（最判平成17年9月16日判タ1192号256頁など）を踏まえ、予測可能性に配慮した要件とすべきと考えます。

なお、中間試案では、情報提供義務違反による損害賠償責任が発生する要件として示される「知ることができたこと」への該当性を判断するために必要な情報収集・確認の範囲が明らかでなく、裁判例からは予測できない広い範囲で情報提供義務が解釈されることを懸念しております。

第 30 約款

1 約款の定義

- 共済契約の最重要文書である「約款」の範囲について、監督法による規制とそれを前提とする加入者・一般人の理解を踏まえて、現場に混乱の生じないように慎重な検討を要望します。

【理由】

法令に基づいて実施されている共済事業の多くは、利用者保護の観点から、共済約款に基づいて契約を締結すべきこと、共済約款の記載事項、共済約款に対する所管行政庁の承認にかかる法令の規制に服しており、共済約款とはいかなるものかについては、事業者のみならず利用者・一般人が共通に理解しているところです。

しかしながら、民法における「約款」の新たな定義によっては、上記の共済約款以外のどのような規程が民法の「約款」に含まれるかは解釈に委ねられることとなります。「約款」の定義は、組入要件等の諸ルール的前提となるところ、その定義の解釈によって「約款」の範囲が過度に広がると、共済契約の内容・効力自体が不安定な状態に置かれる懸念があります。

このような懸念を払拭するため、「約款」として解釈されうるもの全てを提示することは、かえって共済契約者の理解にかかる過重な負担につながります。

そこで、「約款」の定義について、解釈によってその範囲が過度に広くならないよう、現行の法規制と、それを前提とする一般的認識を踏まえた検討を要望いたします。

2 約款の組入要件の内容

- ① 「約款使用者が相手方に対して、契約締結時まで約款を明示的に提示することを原則的な要件」としない提案を支持します。
- ② 「相手方が合理的な行動を取れば約款の内容を知ることができる機会が確保されている」ことで足りるとする提案を支持します。

【理由】

1. ①について

約款の提示について、契約の特性や利用者利便等に応じた柔軟な方法をとる可能性を狭めるべきではないと考えます。

2. ②について

事業者は利用者利便の向上や技術革新への対応のため様々な工夫を行っていることから、記録媒体に約款の内容を記録して交付する方法や、約款の内容をウェブサイトの分かりやすい場所に掲示するといった工夫の余地を狭めるべきではないと考えます。

3 不意打ち条項

- 相手方の主観面を問う要件については、慎重な検討を要望します。

【理由】

共済契約は共済者の給付義務が偶然の事由の発生の如何により発生及びその内容が確定する性質を有する契約であり、また契約期間が長期にわたるものもあります。そのため、想定し得る様々なケース、例えば共済金の不正な取得のケース（免責条項等）や、契約上の義務の不履行のケース（共済掛金の払込みがなされない場合の効果等）について、詳細な定めをおく必要があります。

中間試案の「不意打ち条項」に示された要件によると、相手方が約款に含まれていることを合理的に予測し得た条項だけが効力を有する結果となり、前掲例示のような条項について「契約時に予測できなかったから拘束されない」という趣旨の濫訴に途を開きかねず、契約の安定性を損なう懸念があります。

加えて、共済契約には、契約集団を同一の内容で規律することを技術的前提とする性格（団体性）がありますが、一部の契約者の知識・経験という主観的事情に基づいて特定の契約条項の適用が排除され、他の契約者に対しては適用が維持されるような解釈に途を開くと、契約集団を同一の内容で規律することにも支障が生じかねません。

4 約款の変更

① 変更の通知

変更の通知方法の規律を「合理的な方法」とする提案を支持します。

② 変更要件

共済契約は、契約集団を同一の内容で規律することを前提とするものであり、また契約期間が長期にわたるものもあることから、約款変更の要件はこの団体性、長期性を考慮したものとすることを要望します。

【理由】

1. ①について

通知方法については、変更の内容や程度を考慮して、「ウェブサイトに変更の通知とその内容を掲載して相手方が確認する機会を設ける」といった方法も可能とすることが妥当と考えます。

2. ②について

共済制度においては、数十年にもわたる長期の契約も存在するため、契約期間中の社会環境の変化、技術改善、法制度の動向等により、保障内容の改善をはじめ、当初の契約内容を変更する必要性が生じることは避けられず（長期性）、その変更が利用者にとって有益となるケースもあります。また、共済契約には、長期にわたる契約期間中、契約集団を同一の内容で規律することを技術的前提とする性格があります（団体性）。

中間試案では、約款を集団的に変更できず、個別同意を要する場合が規定されていますが、個別同意を要するとは共済契約の団体性に沿うものとはいえず、また、その要件も、「現に多数」・「著しく困難」など抽象的で、事業者・契約者双方にとって予測可能性が確保されているとはいいがたいと考えます。

5 不当条項規制

- 不当性の判断基準に明文のない規範を持ち込むことについては、慎重な検討を要望します。

【理由】

中間試案の「不当条項規制」に示された「当該条項が存在しない場合に比し」という要件が、「判例等によって確立しているルールや、信義則上の一般条項、明文のない基本法理等」との比較を意味するという点について、判例等は変遷することもあり、これら明文のない規範を、長期にわたって適用される契約条項の有効性を判断する基準とすることで、契約関係の安定が損なわれないかという懸念があります。

第 34 継続的契約

1 期間の定めのある契約の終了

- | |
|--|
| <p>○ 期間の定めのある契約の終了に関する規定を設けないという（注）の考え方を支持します。</p> |
|--|

【理由】

自動車共済をはじめとする短期共済については、共済期間 1 年の共済契約の終了に伴い、新たに共済期間 1 年の共済契約を締結するケースが多くあります。そのような共済契約であっても、共済者は、申し込まれた個々の契約にかかる危険の大きさを審査し、承諾を行うかどうかを判断しています。その際には、道徳的危険の排除の観点から、共済契約を承諾しないことが必要となるケースもあります。

このような共済契約の特質に照らして、期間の定めのある契約が画一的に更新されたとみなす旨の規定は設けないことが妥当と考えます。

以 上

基本政策委員会委員名簿

(平成25年4月19日現在)

委員	氏名	団体名	役職名
委員長	宮本 慎一	全国共済農業協同組合連合会	代表理事専務
副委員長	原 日出夫	全国労働者共済生活協同組合連合会	代表理事 専務理事
委員	中村 純誠	全国共済農業協同組合連合会	常務理事
委員	常盤 和己	全国共済水産業協同組合連合会	常務理事
委員	田畑 龍五	全国労働者共済生活協同組合連合会	常務理事
委員	三崎 誠一	日本再共済生活協同組合連合会	代表理事 専務理事
委員	今村 均	日本コープ共済生活協同組合連合会	代表理事専務
委員	小野寺 正純	全国大学生協共済生活協同組合連合会	専務理事
委員	吉井 康二	全国生活協同組合連合会	代表理事専務
委員	野村 勝彦	全国共済生活協同組合連合会	専務理事兼 事務局長
委員	石井 進	全日本火災共済協同組合連合会	専務理事
委員	河合 光昭	全国トラック交通共済協同組合連合会	常務理事
委員	石井 進	全国中小企業共済協同組合連合会	専務理事
委員	山口 如春	全国自動車共済協同組合連合会	理事・事務局長
委員	小池 正明	財団法人 全国勤労者福祉・共済振興協会	専務理事
委員	武藤 和文	共栄火災海上保険株式会社	代表取締役 専務
委員	吉田 正己	一般社団法人 日本共済協会	専務理事
委員	吉田 均	一般社団法人 日本共済協会	常務理事